

経営発達支援計画の概要

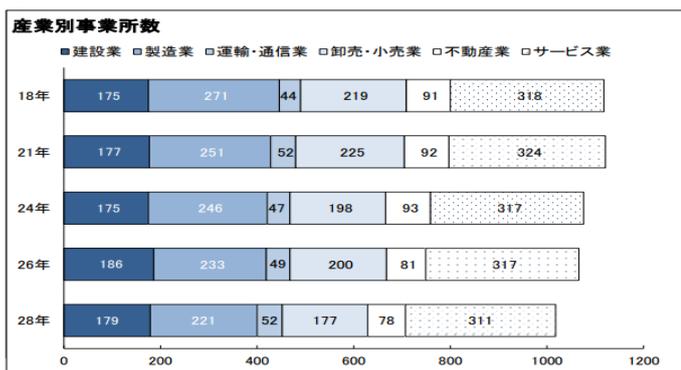
実施者名 (法人番号)	松伏町商工会（法人番号 2030005010527） 松伏町（地方公共団体コード 114651）
実施期間	2023/04/01 ～ 2028/03/31
目標	<p>経営発達支援事業の目標</p> <p>松伏町内唯一の総合経済団体として商工会の経営資源を活用し、小規模事業者の持続的な発展を目指し伴走型支援を実施していく。県内他支援機関と連携し小規模事業者の利益拡大を図っていくことを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個社の持つ強みを活かして経営分析から販路開拓まで一貫した伴走型支援を通じて小規模事業者の自立的な経営力強化による事業継続を実現する。 ・ 創業・事業承継支援の強化による地域経済の維持・発展。 ・ 地域資源を有効活用することにより松伏ブランドを創出し地域経済の活性化と町の知名度向上を図り、地域のにぎわいづくりを推進する。 ・ 社会のDX化の流れを踏まえて、IT・デジタル化を推進し新たな販路の拡大につなげられるよう支援を行う。
事業内容	<p>経営発達支援事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域経済動向調査に関すること 地域経済分析システム（RESAS）を活用した分析や独自の経済調査を行う。 2. 需要動向調査に関すること 個社の商品・サービスに関する消費者アンケートを行い、当該事業者にフィードバックすることで、商品・サービスの販売戦略の見直しや更なる新商品・サービス開発に活用していく。 3. 経営状況の分析に関すること 経営指導員等の巡回・窓口支援を通じ、小規模事業者の経営課題の抽出と解決に向けた経営分析を行う。 4. 事業計画の策定支援 経営分析から抽出した経営課題・経営の方向性をもとに、専門家等と連携しながら、事業計画策定支援を行う。 5. 事業計画策定後の実施支援 定期的に事業者側の進捗に合わせた改善点や支援策等のフォローアップを行う。 6. 新たな需要の開拓支援

	小規模事業者の展示会への出展支援等（BtoB）や IT ツールを活用した販売促進支援（BtoC）による販路開拓支援を実施する。
連絡先	松伏町商工会 〒343-0117 埼玉県 北葛飾郡松伏町田中 2-4-8 TEL:048-992-1771 FAX:048-992-1772 e-mail:info@ma224.net 松伏町 環境経済課 〒343-0111 埼玉県 北葛飾郡松伏町松伏 2424 TEL:048-991-2711 FAX:048-991-7681 e-mail:kankyoku1060300@town.matsubushi.lg.jp

<産業>

平成28年の経済センサス調査によると、当会管内（松伏町）商工業者数は965事業所、そのうち小規模事業者は833事業所で管内事業者の86%を占める。当会の会員数は令和4年4月1日現在605事業所で内商業・サービス業が244事業所、工業が153事業所、建設業が208事業所となっている。建設業は現状の事業所数で推移しているが、商業・工業は微減の傾向が続いている。

当町は昭和40年代の高度成長期から、都市化の波が押し寄せはじめ、周辺都市や都心への通勤者に戸建て住宅を供給するベッドタウンとして人口が増え始めたが、平成21年以降は一転して人口増加に歯止めがかかり、人口減少が続いている。



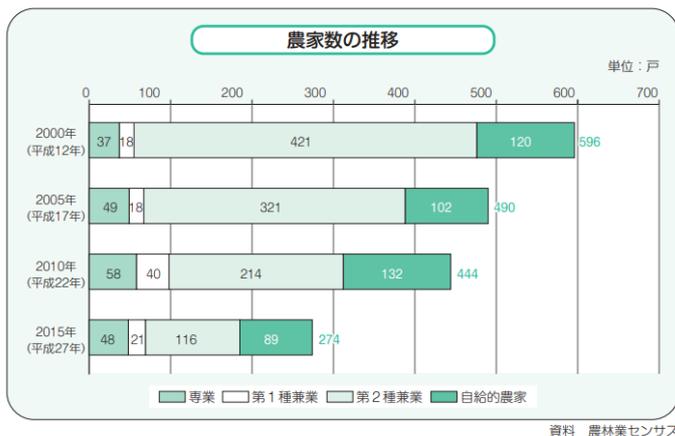
(松伏町の産業別事業所数) ※統計まつぶし (令和4年度版) より

<特産品>

松伏町商工会では「松伏町らしさがあり、推奨にふさわしい商品」について厳選された商品を推奨特産品として認定している。「まつぶし誉（日本酒）」や「米粉パン」などのお米をはじめとする松伏産の材料を使ったものや、「久寿餅」、「塩こうじ」など長年の伝統と技術を育んできたものなど令和4年度は8事業所21商品が認定を受けている。

<農業>

当町農業は、産業として住民に根付いており、自然環境の保全、地域社会の維持などの役割を担っている。しかし、農産物価格の低迷など農業をめぐる環境は厳しさを増している。農業就労者の減少が続く、遊休農地が徐々に増えている。



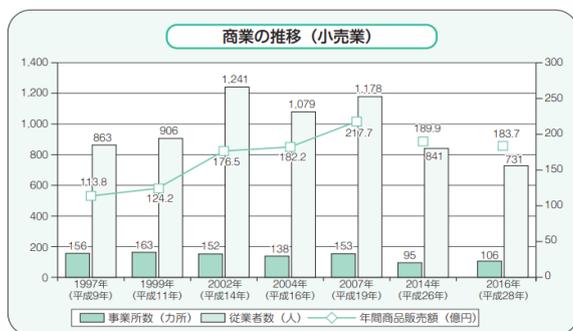
(松伏町の農家数推移) ※松伏町第5次総合振興計画・後期基本計画 (全体版) より

<観光>

観光はまつぶし緑の丘公園（広さ26.5ヘクタール里山・広場・水辺からなる総合公園）があり、休日は家族連れでにぎわっている。また、地域文化振興の拠点として田園ホール・エローラ（松伏町中央公民館）があり、音楽会をはじめ講演会や各種大会に幅広く利用されている。しかし、他には集客ができる施設等はなく、さまざまなイベントを開催して他地区住民との交流促進が課題である。

<商業>

商業は沿道型大型商業施設の立地が進むなかで、越谷市・春日部市などの大型商業施設や都市部への消費者の流出も目立っている。小売店舗数の減少にもかかわらず、一時期は従業者数、年間商品販売額ともに大きく増加し、店舗の大型化が進んでいた。現在は、商店経営者の高齢化や景気の低迷なども加わり、古くからの個人商店を中心とした小規模店舗は衰退する傾向にある。小規模店舗は地域に密着し、顧客に合わせた細かな要望に応えることが可能であることから、地域の高齢化に対応したシニア向けの商品・サービスの拡充等大型店とは差別化した細かいサービスの提供による経営戦略の検討が求められる。



資料 商業統計調査、2016年(平成28年)は経済センサス-活動調査
平成19年・平成26年商業統計調査、平成28年経済センサス-活動調査は連続しない

(松伏町の商業 (小売業) 推移) ※松伏町第5次総合振興計画・後期基本計画 (全体版) より

<工業>

工業は、町内に金属製品、プラスチック製品、食料品などを生産する事業所が立地し、工業団地として東埼玉テクノポリスや松伏工業団地が整備されている。現在町は東埼玉道路建設に伴い田島地区に新たな工業団地の整備に取り組んでいる。現在は経営者の高齢化などにより事業者数、従業員数、製造品出荷額等いずれも減少傾向にある。1・2社の取引先からの受注製造に依存しているところが多く、取引先開拓に消極的であるので、他の協力団体等とともに商談の機会を継続的に作っていくことが必要である。



2016年(平成28年)分(平成29年工業統計調査)では、調査日を12月31日から翌年6月1日に変更していることから、事業者数、従業員数については2017年(平成29年)6月1日現在、製造品出荷額等、付加価値額については2016年(平成28年)1月～12月の実績

(松伏町の工業推移) ※松伏町第5次総合振興計画・後期基本計画 (全体版) より

<建設>

建設業は、古くなった住宅の建て替え需要やリフォームなどの需要が多く、手堅く推移しており事業者が多いのにもかかわらず、受注は手堅い。後継者もあり、町内で一番活気のある業種である。一方で、元請負先1社に頼った経営を行っている事業所が多く、元請負先の経営状況に左右されやすい不安定な業種でもある。

<松伏町総合振興計画（商工・観光部分）>

松伏町では第5次松伏町総合振興計画が策定されている。後期基本計画・大綱4「活気あふれるにぎわいのまちづくり」において、産業振興の施策について記載されており、当会との連携についても記載がある。

・基本方針

地域の事業者が、消費者ニーズを的確に把握し、地域特性を活かした商業振興を図ることができるよう支援する。工業については、雇用の拡大や税収の増大をめざし、新たな企業誘致に取り組む。観光については、観光情報の発信及び交流人口の拡大に取り組む。

1-1 企業誘致の推進

- ・新市街地への誘致
- ・工業集積地域の整備促進
- ・既存工業団地の拡張

1-2 商工業の活性化

- ・商工会との連携強化
- ・中小企業の支援
- ・特産品の充実

1-3 観光振興への取組

- ・町の観光名所の発信
- ・交流人口の拡大
- ・「シティープロモーション」の活用

<課題>

このような地域の状況を踏まえると、事業者の多くが小規模事業者であり、これまでは経験を頼りにした商売を行っており、計画的に経営するという意識が低いのが現状であった。また松伏町商工会としても経営支援機関として十分な支援体制がとれていなかった。これからは既存の産業の持続的発展とともに地域活性化のための既存事業の展開や事業の再構築を積極的にはかり、社会や地域の課題を踏まえて、個社がもつ強みを活かした経営を持続していくための事業計画策定を伴走型で支援を行うことが必要である。

(2) 小規模事業者に対する長期的な振興のあり方

① 10年後の期間を見据えて

今後、人口減少や少子高齢化により商圏内の需要も減少傾向となることが予想されており、当会としては、松伏町の総合振興計画の施策を踏まえつつ、これまで取り組んできた事業の見直しと再構築、支援体制の強化を図り、小規模事業者へのきめ細かい経営支援に努める。この先10年を超えて、地域の事業者が事業活動を維持・継続できるように松伏町と連携し、地域全体で小規模事業者の持続的な発展を目指す。

(長期的な振興の在り方に基づく目標)

- ・地域内小規模事業者の実態やニーズを把握し、小規模事業者が今後の経営継続のために何が
必要なか、何を求めているのかを分析し、小規模事業者の経営改善計画や経営革新計画の
策定、策定後のフォローアップを行い、個社の経営力向上を図っていく。
- ・地域内の小規模事業者の高齢化により事業者数が減少していることから創業・事業承継支援
の強化により地域経済の維持・発展を図る。
- ・消費者のニーズや新たな需要を調査分析、また地域資源の有効活用による松伏ブランドの創
出することにより、小規模事業者にとって課題とされている販路開拓支援を強化し、経済の
活性化を図る。
- ・社会のD Xが進む中地域内小規模事業者がその流れに取り残されないよう、D X化（I T・
デジタル化）を推進し販路拡大支援を行う。

② 松伏町総合振興計画との連動性・整合性

第5次松伏町総合振興計画後期基本計画・大綱4「活気あふれるにぎわいのまちづくり」
において、産業振興の施策について記載されている。この振興計画の中では、産業振興にお
いて松伏町商工会との緊密な連携により各種施策を推進していくことが求められており、「活
気あふれるにぎわいのまちづくり」は当商工会の考えとも連動するものである。町と連携し
さらなる支援体制の強化と、厳しい経営環境に対応すべく小規模事業者の経営体質・基盤の
改善を目指す。

③ 松伏町商工会の役割

松伏町商工会は創立以来、一貫して地域の産業振興に取り組み、商工業者に役立つ・必要
とされる商工会を目指して地域基盤と公共性を持つ組織を活かし、地区内における商工業者
を総合的に支援してきた。地域開発や、大型店の出店問題、環境整備等の会員の意見を集約
し、国・県・町・関係機関等に陳情・要望し、地域の振興に努め、地域の総合経済団体とし
ての役割を担ってきた。また、事業者への各種情報提供、記帳指導、金融指導のほか、経営
全般への指導を行うとともに、各種共済制度を取りそろえ、地域の小規模事業者支援機関と
しての役割も果たしてきた。

今後は、厳しさが増す地域の小規模事業者を取り巻く経営環境を踏まえ、関係支
援機関との連携を強化し伴走型支援を通じて小規模事業者の持続的発展を図る。

(3) 経営発達支援事業の目標

松伏町の商工業者の課題や振興のあり方を踏まえ、松伏町商工会としては令和5年度より5
年間における本事業の期間において小規模事業者に寄り添った経営発達支援事業を効率的に
実施し、小規模事業者の持続的発展と地域経済の活性化を目指す。

- ① 個社の持つ強みを活かして経営分析から販路開拓まで一貫した伴走型支援を通じて小規模
事業者の自立的な経営力強化による事業継続を実現する。
- ② 創業・事業承継支援の強化による地域経済の維持・発展。
- ③ 地域資源を有効活用することにより松伏ブランドを創出し地域経済の活性化と町の知名度
向上を図り、地域のにぎわいづくりを推進する。
- ④ 社会のD X化の流れを踏まえて、I T・デジタル化を推進し新たな販路の拡大につなげられ
るよう支援を行う。

2. 経営発達支援計画の実施期間、目標達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 目標達成に向けた方針

① 個社が持つ強みを活かして経営分析から販路開拓まで一貫した伴走型支援を通じて小規模事業者の自立的な経営力強化による事業継続を実現する

個社が持つ商品、サービス、人材、技術などの強みを活かした経営を支援し、伴走型で経営分析から中小企業診断士等の支援機関との連携による事業計画策定、経営革新計画承認、各種補助金申請策定支援を実施する。その後計画目標達成に向けて実行支援や販路開拓支援などのフォローアップを一貫して実施し、将来的な自走化を目指し、多様な課題解決ツールの活用提案を行いながら、事業者が深い納得感と当事者意識を持ち、自らが事業計画を実行していくための支援を行う。

② 創業・事業承継支援の強化による地域経済の維持・発展。

松伏町の事業所数減少を抑えるため、「埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター」等の支援機関や専門家と連携し、既存事業者の事業承継支援を行うとともに、町内の創業希望者に対し、認定創業支援事業を活用した個別相談を充実させ、創業を促進する。

③ 地域資源を有効活用することにより松伏ブランドを創出し地域経済の活性化と町の知名度向上を図り、地域のにぎわいづくりを推進する。

松伏町推奨特産品や松伏ふるさとカレー等の地域資源の各素材をもとに、顧客にとっての魅力的な商品を創出するため消費者目線での支援を実施する。商品開発の段階から積極的に関わり合い、需要動向調査をはじめ専門家とも連携しながら支援を行う。またITツールを活用した販売促進を支援し、松伏ブランドを創出、地域経済の活性化を図る。

④ 社会のDX化の流れを踏まえて、IT・デジタル化を推進し新たな販路の拡大につなげられるよう支援を行う

新型コロナウイルス感染症拡大やデジタル庁の創設など外部環境が大きく変革している中、この外部環境の変化に乗り遅れることのないよう、ペーパーレス化、WEB会議の導入、電子申告、SNSの活用など身近でできることからデジタル化の提案を行う。その後事業者自らが生産性向上や積極的な情報発信を行い販路開拓に繋がるよう支援を行う。

※各種支援に関してはまた支援の際には支援者側からの一方的な課題設定ではなく経営者自身が自立的に課題解決に取り組めるよう、相手との対話や傾聴を重視し相手の立場にたった支援を心がける。

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

直近では、一昨年度新型コロナウイルス感染症に伴う経済状況調査を行ったが、定期的な経済動向調査などは実施していない。

(課題)

地域の経済動向調査については、経営指導員による小規模事業者への巡回指導や業種別部会、組合等における聞き取り調査と日本政策金融公庫、埼玉県等から提供される資料が中心となっている。これまで当地域が抱える特有の課題についての調査が少なく、これまでの調査ではビックデータを活用した専門的な分析が出来ていなかった。今後は、「RESAS」(地域経済分析システム)を使用した検索収集を活用し改善を図った上で実施する。

(2) 目標

	公表方法	現状	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
①国が提供するビックデータを活用した地域の経済動向調査回数	HP 掲載	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
②各種調査の活用および地域の経済動向調査回数	HP 掲載	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

(3) 事業内容

①国が提供するビックデータを活用した地域の経済動向調査

地域における商工業者の中で、稼ぐことができる事業者に対して、少ないマンパワーや行政の政策資源を集中投下して、効率的な経済活性化を目指すために、商工会職員が経済分析システムの RESAS を活用した地域の経済動向分析を年 1 回行ったうえで商工会 HP にて公表する。

【調査項目】

地域経済循環マップ・生産分析
まちづくりマップ・From to 分析
産業構造マップ

【分析手法】

地域経済循環マップ・生産分析→何で稼いでいるか等を分析
まちづくりマップ・From to 分析 →人の動き等を分析
産業構造マップ →産業の現状等を分析

②各種調査の活用および地域の経済動向調査

全国商工会連合会が実施する「小規模企業景気動向調査」、埼玉県商工会連合会が実施する「埼玉県四半期経営動向調査」及び「埼玉県中小企業景況調査」、経済センサスからの情報収集を行い、地域の経済動向を把握する。また、独自調査として管内小規模事業者の景気動向等について調査・分析を行い年 1 回、調査結果を分かりやすくまとめて提供する。小規模事業者の経済活動の支援に役立つ基礎データとする。

【調査対象】 商工会員事業者 80 社 (製造業、建設業、小売業、サービスから 20 社ずつ)

【調査項目】 売上額、仕入価格、経常利益、資金繰り、雇用、設備投資等

【調査手段】 調査票を郵送及び訪問による聞き取り

【分析手段】 経営指導員等が集計し、分析を行う

(4) 調査結果の活用

- ・情報収集・調査分析した結果は、当会ホームページに掲載し広く町内事業者等に周知する。
- ・経営指導員等が巡回指導を行う際の参考資料とする。
- ・情報収集・調査、分析した結果を事業計画策定支援の参考資料とする。

4. 需要動向調査に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

需要動向調査については、これまで関係する機関が発行したデータをそのまま提供する形をとっており、情報そのものが新商品の開発や販路開拓に生かすための有効な情報でない場合もあった。

(課題)

個社に対応した新商品の開発や販路開拓に生かすための有効的な調査情報が求められていることから、個社ごとの需要動向について情報収集を行いその情報を分析し活用していくことが課題である。

(2) 目標

	現状	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
消費者の需要動向調査対象事業者数	—	2 者	2 者	2 者	3 者	3 者

(3) 事業内容

・消費者の需要動向調査支援

消費者ニーズを調査し、特徴ある商品を多くの消費者に提供できるように支援していく。商工会や松伏町で実施している松伏町推奨特産品への参加事業者及び松伏ふるさとカレーの登録事業者を中心に、地域における小規模事業者の販路開拓需要に寄与するため 消費者アンケートを実施する。

【調査対象】 松伏町推奨特産品及び松伏ふるさとカレーの登録事業者

【調査項目】 ①年代 ②性別 ③居住地 ④味 ⑤大きさ ⑥価格 ⑦見た目 ⑧パッケージ
⑨今後開発を希望する商品 ⑩魅力的な店舗づくり等

【調査手段】 消費者アンケートを事業所に配布し利用客が記入後回収する。

※アンケートは30名程度年1回

【分析手段】 調査結果は、中小企業診断士等の販路開拓の専門家に意見を聞いて、経営指導員が中心となり分析をおこなう。

(4) 分析結果の活用

分析結果を事業者に直接説明する形でフィードバックし、商品開発及び商品構成、販売戦略の見直しと更なる新商品開発・販売参考データとして活用し、新たな需要開拓に繋げる。また中小企業診断士等の専門家派遣を活用し、新たな経営戦略や、事業計画策定の際にも活用する。

5. 経営状況の分析に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

記帳指導などの窓口業務や記帳機械化、税務相談を通じて、経営状況の把握を行っている。また経営指導員等による巡回指導、窓口相談、補助金申請などを通じて小規模事業者の持続的な発展に向け、企業ごとに経営状況の分析を行ってきた。

(課題)

経営状況の分析については、これまで小規模事業者持続化補助金等の申請支援やマル経支援の際に経営分析を実施する傾向が多く、事業所の相談を受けたうえでの対応となることが多かった。また分析結果をデータベース化していないため、内部共有する事ができていなかった。今後は計画的な巡回指導を行いながら経営状況の分析を目指す事業所掘り起こしを能動的に進めていき、分析結果についてはデータベース化し事業計画の策定につなげていく。さらにこれまでは、「利益率の改善」といった財務データから見える表面的な課題のみに着目していたため、さらに「対話と傾聴」を通じて経営の本質的課題の把握に繋げる。

(2) 目標

	現状	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
経営分析事業者数	31 者	35 者	35 者	35 者	40 者	40 者

(3) 事業内容

経営指導員等による計画的な巡回指導など、商工会からの働きかけによって、自社の強み・弱みなどの気づきを与えることで、自社の経営課題等を把握し、事業計画の策定等への活用について理解を深めるとともに、対象事業者の掘り起こしを行う。経済動向調査においてRESASにより得られた地域の特性データを活用し、業種や業態など事業所の特性に合わせたデータに加工したうえで事業者へ提供し、伴走型支援に役立てる。

【対象者】 経営革新・持続化補助金・マル経資金・記帳機械化などの支援者

【分析項目】 定量分析たる「財務分析」と、定性分析たる「SWOT分析」の双方を行う
《財務分析》売上高、経常利益、損益分岐点、売上高総利益率 等
《SWOT分析》強み、弱み、機会、脅威 等

【分析手法】 小規模事業者に対し、財務分析（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）、SWOT分析を実施し、定量的及び定性的な分析をおこなう。経済産業省のローカルベンチマーク等を活用しながら経営指導員を中心に分析を行う。

(4) 分析結果の活用

分析の結果は、事業者にフィードバックし、今後の事業計画策定や課題解決に活用する。また分析結果を内部共有することで、スムーズな支援体制の構築と職員のスキルアップを図る。

6. 事業計画策定支援に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

小規模事業者持続化補助金や経営革新計画策定時に事業計画策定支援をおこなっている。また、創業にあたって融資が必要な場合の創業計画書策定の支援をおこなっている。

(課題)

小規模事業者持続化補助金などの各種補助金申請や金融斡旋の際に経営革新計画などの事業計画策定の重要性を説明しているが申請までの支援に留まり、事業計画策定まで進まない事業者が多い。事業計画を策定する事業者をどのように発掘し事業の方向性に即した事業計画策定支援を行うことが課題である。

(2) 支援に対する考え方

- ・巡回指導、窓口指導のほか、事業計画策定の個別相談会やセミナーを開催し、事業計画の策定、経営革新計画策定の重要性について説明を行い、小規模事業者の理解を深めていく。5. で経営分析を行った事業者の3割程度/年の事業計画策定を目指す。事業計画の策定にあたっては、「地域の経済動向調査」、「経営状況の分析」及び「需要動向調査」を踏まえて行う。
- ・事業計画策定をすすめる小規模事業者に対しては、県、県連合会・県よろず支援拠点等からの専門家派遣制度を通じた指導を行う。
- ・事業承継や創業などの専門性の高い課題については県内の支援機関と連携しながら支援をおこなっていく。
- ・事業計画を策定した小規模事業者に対しては、事業の長期的課題を解決するため、経営指導員等を中心とした伴走型の支援をおこなっていく。
- ・事業計画の策定前段階においてDXに向けたセミナーを行い、小規模事業者の競争力の維持・強化を目指す。
- ・5. で実施する経営分析を通して、事業者が自社の強み・弱みなどの気づきを得、現状を正しく認識した上で、分析に基づき、事業者が当事者意識を持って課題に向き合い、事業計画策定に能動的に取り組むため、対話と傾聴を通じて最適な意思決定のサポートを行う。

(3) 目標

	現状	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
① 事業計画策定セミナー開催回数	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
② 事業計画策定事業者数	10 者	10 者	10 者	10 者	10 者	10 者
③ 創業及び事業承継に伴う事業計画策定事業者数	—	2 者	2 者	2 者	3 者	3 者
④ DX推進セミナーの開催回数	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

(4) 事業内容

①事業計画策定セミナーの実施

経営分析などの伴走型支援を行った事業者を対象として「事業計画策定セミナー」の開催を行う。

【支援対象】 町内小規模事業者（経営分析を実施した事業者が中心）

【募集方法】 会員通知、商工会HP・SNSの掲載、町広報への掲載とする。

【回数】 年1回を予定

【内容】 経営革新計画の作成/経営革新計画の磨き上げ

【講師】 中小企業診断士

【参加者】 20名程度を予定する。

②事業計画策定

事業計画策定のセミナーの参加者や創業や事業承継の支援を行った事業者、各種補助金やマル経融資の申請事業者に対しても経営分析を実施した上で計画策定を支援する。

【支援対象】 事業計画策定セミナー参加者や経営分析など伴走型支援を行った事業者を対象とする。

【支援手法】 事業者ごとに経営指導員が個別に担当し、外部支援者（中小企業診断士等）も交えて事業計画策定につなげていく。また事業計画の作成にあたっては「地域の経済動向調査」「経営状況の分析」「需要動向調査」を踏まえつつ、事業者とのコミュニケーションの中から本質的課題を掘り下げ、事業者が納得し自らが課題解決に取り組めるような事業計画書の作成支援を実施していく。

③創業・事業承継に伴う事業計画策定

創業や事業承継が課題の事業者に対しては巡回指導などを通じて課題を抽出し、専門家と連携しながら事業計画の策定につなげていく。

【支援対象】 ・経営指導員による巡回・窓口相談時のヒアリングで掘り起こしをした、後継者はいるが事業承継のタイミングがわからずに踏み切れていない小規模事業者

・金融や税務相談等で商工会を活用する創業者

【支援手法】 ・「事業承継ガイドライン」を活用し、早期の事業承継への取り組みを促すとともに、高度な相談については、専門機関である「埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター」、埼玉県よろず支援拠点、埼玉県商工会連合会（事業承継相談員）等と連携し、専門性の高い支援を展開していく。

・創業者に対しては、町の認定創業支援事業を活用した個別相談を充実させ創業計画の策定につなげていく。

④DX推進支援（セミナーの実施）

DXに関する意識の醸成や基礎知識を習得するため、また実際にDXに向けたITツールの導入やWebサイト構築等の取組を推進していくために、セミナーを開催する。

【支援対象】 町内小規模事業者

【募集方法】 会員通知、商工会HP・SNSの掲載、町広報への掲載とする。

【回数】 年1回を予定

【内容】 ITツールの導入、SNSを活用した販売促進、ECサイトの利用方法など

【講師】 中小企業診断士またはIT専門家

【参加者】15名程度を予定する。

7. 事業計画策定後の実施支援に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

経営革新計画の承認を受けた事業者や持続化補助金の採択者に対して、フォローアップを行っている。また、資金調達や創業支援がきっかけで事業計画策定を行った事業者は、事業計画策定後の定期的な進捗状況確認は十分にできておらず、フォローアップも事業者からの申し出による支援にとどまっていた。

(課題)

計画策定後に、予定通り計画が進まなかったときや、新たに生じた経営課題に直面した場合に対応すべく計画的に巡回訪問等で確認を行い、フォローアップ支援や事業計画の修正等を行っていくことが今後の課題である。

(2) 支援に対する考え方

自走化を意識し、経営者自身がコミュニケーションを通じてよく考えること、など、計画の進捗フォローアップを通じて経営者へ内発的動機づけを行い、潜在力の発揮に繋げる。事業計画策定等を行ったすべての事業者を対象とするが、事業計画の進捗状況等により、訪問回数を増やして集中的に支援すべき事業者と、ある程度順調と判断し、訪問回数を減らしても支障のない事業者を見極めたうえで、フォローアップを実施する。

(3) 目標

	現状	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
フォローアップ事業者数	10者	12者	12者	12者	13者	13者
フォローアップ回数	27回	48回	48回	48回	52回	52回
売上増加事業所数	—	2者	2者	3者	3者	3者
営業利益率5%以上増加の事業者数		2者	2者	3者	3者	3者

(4) 事業内容

事業計画策定事業者及び創業及び事業承継に伴う事業計画策定事業者に対して経営指導員が独自様式のフォローアップシートを用いて巡回訪問等を実施し、策定した計画が着実に実行されているか 定期的かつ継続的にフォローアップを行う。その頻度については四半期に一回（年間4回）をベースとして行う。ただし、事業者からの申出等により、臨機応変に対応する。

なお、進捗状況が思わしくなく、事業計画との間にズレが生じていると判断する場合には、埼玉県商工会連合会のエキスパートバンク事業や専門家派遣事業、埼玉県産業振興公社、各金融機関と連携しながら、や外部専門家など第三者の視点を必ず投入し、当該ズレの発生要因及び今後の対応方策を検討の上、フォローアップ頻度の変更等を行う。

8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

当会においても推奨特産品事業、松伏ふるさとカレー事業、展示会の出展支援など小規模事業者に対する需要開拓支援はこれまでも行ってきたが、地域イベント等への出店や展示会に関する広報活動に留まっており、明確な目的を持って実施してこなかったのが現状である。

(課題)

商業・サービス業系の小規模事業者は地域経済の需要の低下と郊外型大型ショッピングセンターの出店による大きな構造変化に直面している。そのため、顧客の支持を得て選ばれる店づくりを実現し、ITツールを活用しながら地域外の販路開拓を進める必要がある。工業系の小規模製造業者はいままでの系列構造に組み込まれてきたので、自ら販路開拓に取り組む必要は生じなかった。しかし今後は、依存型・下請け型の体質を脱し、自ら新たな販路を開拓し環境変化に対する対応力を高めていく必要が生じている。

(2) 支援に対する考え方

各種事業のブラッシュアップを図り、他社との違いを明確にするためのブランディング、直接的に売上に繋がる支援や事業展開を実施して行く。(松伏ブランドの創出) 具体的には、地域の小規模事業者を広くPRするため、積極的なIT活用や展示商談会の出展支援を支援することにより、小規模事業者の販路開拓支援を強化していく。

(3) 目標

	現状	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
① 東部工業展出展事業者数	1 者	2 者	2 者	2 者	3 者	3 者
成約件数/者	—	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件
① 彩の国ビジネスアリーナ 出展事業者数	1 者	2 者	2 者	2 者	3 者	3 者
成約件数/者	—	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件
② SNSの活用事業者	—	2 者	2 者	2 者	3 者	3 者
売上増加率/者	—	5 %	5 %	5 %	5 %	5 %

(4) 事業内容

①展示会出展支援事業 (BtoB)

自社オリジナル製品や独自の技術を有するが販路拡大のために多額の費用を捻出できない事業所などの地域内製造業者等対象に「東部工業展」や「彩の国ビジネスアリーナ」への出展支援を行い、販路開拓や自社製品PRへの支援を行う。商工会として出展費用の助成や、参加企業のパンフレットなどの作成等を支援し新たな需要の開拓を支援する。

【参考】

- ・「東部工業展」は中小製造業が集積している草加市・越谷市・八潮市・吉川市・松伏町・三郷市の商工会・商工会議所が連携して、製造業会員企業の受発注拡大と情報収集、連携地域外の企業との交流を図る展示会。年に1回、毎年50程度の展示ブースがある

- ・「彩の国ビジネスアリーナ」はさいたまスーパーアリーナを会場にして開催される。主に県内の出展者が自社製品・加工品を展示し自らの技術力をアピールするとともに来場者との商談や出展者間の情報交換を行う展示会。毎年冬に1回、2日間にわたり実施し、700程度の展示ブースがある。

② SNS活用支援事業 (BtoC)

特産品事業や松伏ふるさとカレー事業等への登録事業所や新商品や新サービスの開発を行った事業者であっても広告費用を捻出できず店頭ポスターでのPRに留まっている事業者が地域内に多く見受けられる。このような事業者を対象に、販売促進のためのSNS活用セミナーや巡回訪問の際に登録方法や利用方法を説明する。このことにより情報発信が顧客開拓、新規顧客獲得につながるよう販売促進活動を支援する。

9. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(1) 現状と課題

(現状)

現状、当会の事業評価の見直しに関する協議会等は設置しておらず、理事会等での主要な事業の報告に留まっている。また、評価や改善結果を公開する状態ではないのが現状である。

(課題)

継続して事業を見直し、当会全体で改善を図る仕組みが必要であり、評価、見直しの結果を常に閲覧可能な状態にすることが課題である。

(2) 事業内容

毎年度、以下の方法により本事業の実施状況及び成果について、評価・検討・見直しを行う。

① 本事業の評価・見直しの「仕組み」の構築

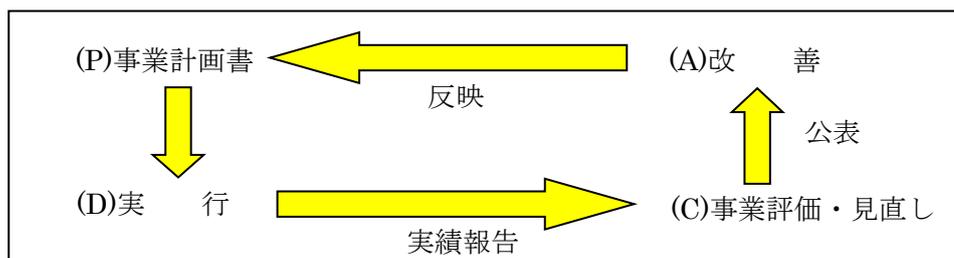
本事業の評価・見直しについては、商工会内に経営発達支援会議を設置、松伏町商工会法定経営指導員・松伏町環境経済課を中心に中小企業診断士等の外部有識者を招き、経営発達支援事業の進捗状況について評価・見直しを行う。(年1回)

【実施主体】経営発達支援会議(仮称)

【構成】松伏町商工会、松伏町環境経済課、外部有識者

② 事業評価・見直しの公表

審議会で行った検討内容を、総務委員会(商工会長1名、商工会副会長2名、商業部会長1名、工業部会長1名、建設部会長1名、青年部長1名、女性部長1名)にフィードバックしたうえで、理事会に報告し、理事会の承認を得て、次年度の商工会の事業計画(案)に反映させる。評価・見直し結果と事業計画をホームページ(<http://www.ma224.net>)へ掲載することにより、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。(年1回)



10. 経営指導員等の資質向上等に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

経営指導員等の資質向上については、支援する事業者への専門家派遣の帯同により支援方法や課題解決手法について実践をとおして学ぶほか、埼玉県や埼玉県商工会連合会が主催する職員研修に積極的に参加している。また全職員に共有が必要な内容については、毎朝ミーティングを実施しその場で報告、情報共有を行っている。

(課題)

研修等で習得した知識やノウハウは、ミーティング時に職員間で情報共有しているものの、十分とはいえず職員の能力にばらつきがみられる。そのため、専門性の高い相談があった場合、特定の職員でしか対応できず、職員不在時にはすぐに対応できないケースも起こっている。その為組織全体として知識やノウハウなどを共有できる仕組み作りや各職員の資質向上が必要である。

(2) 事業内容

経営指導員のみならず一般職員も含めた全職員が小規模事業者支援において必要な知識やスキルを習得するため、職責にとらわれることなく効果的な研修会やセミナーに参加する。更にOJTを積極的に取り入れ、職員の資質向上の改善に努める。

①外部講習会等の活用

経営指導員等の職員が知識や情報を習得し指導力を身につけ、経営発達支援事業を円滑に実施するため、以下のようなセミナーに参加する。

1) 埼玉県商工会連合会が開催する「職員研修」(全職員)

支援能力の一層の向上のため、全職員を計画的に派遣する。自身のスキルアップのため、規定科目以外の積極的参加も推奨する。

2) 中小企業大学校で行われる「中小企業支援担当者研修」(経営指導員)

経営指導員を派遣し、経営革新支援や事業継承、創業支援等の専門性の高い知識やノウハウを身につけ支援能力の向上を図る。中小企業大学校研修は、他の都道府県からの参加者と情報交換ができ、ネットワークづくりができるというメリットもある。

3) 各種オンライン研修(全職員)

オンライン研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催機会が増えており、会場に出向かず職場のパソコンから参加できるというメリットがあるため、積極的に活用する。

②OJTによる支援能力向上と知識や技能の共有化

支援する事業者への専門家派遣時の際に経営指導員等も帯同しOJTにて支援能力の向上を図る。また支援経験の浅い職員については、巡回訪問時などに一緒に同行させ実践的な支援を通じたOJTを実施する。

③職員ミーティングの実施

朝のミーティングにおいて、研修内容の共有や経営指導員からの支援計画の進捗状況の伝達を実施するとともに必要に応じて、組織内での勉強会を月に1時間ほど開催し、組織内で経営指導員のノウハウを共有する。

④DX推進に向けた職員の資質向上

新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、急速にIT化が進み今後の経営支援にはDXへの取り組みが必要不可欠となる。職員についてもIT支援能力にバラつきがあることから、職員ミーティングの場などでWEB会議、SNS、HPの作成ツール等の操作活用方法について情報共有を図る。

⑤コミュニケーション能力の向上

コミュニケーション強化セミナーやOJTをとおして支援の基本姿勢である対話と傾聴の習得・向上を図り、事業者との信頼構築や、事業者の自立した課題設定や掘り起こしなどをスムーズにおこなう。

⑥データベース化

経営指導員等が相談を受けた内容は、商工会基幹システムの経営カルテなどに適時入力を行い、支援中の小規模事業者等の状況を職員全員が相互に共有できるようにすることで、担当外の職員でも一定レベル以上の対応ができるようにするとともに、支援ノウハウを蓄積し組織内で共有することで支援能力の向上を図る

11. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

埼玉県、埼玉県商工会連合会、職員協議会等による会議や研修会に参加し、他支援機関と連携して支援ノウハウ等の習得や情報交換を行っている。また東部地域管内における地域連携会議に参加し支援の現状、先進事例、国や県、各種関係機関の施策等についての情報交換を行っている。外部の支援機関との連携は日本政策金融公庫越谷支店管轄の商工団体によるマル経協議会に出席し地域の経済動向、金融支援等の状況について意見交換を行っている。また、会議等で得られた情報については、職員会議で情報の共有を図っている。

(課題)

各支援機関から得たノウハウは職員間で情報共有しているものの十分とはいえない。その為組織全体として知識やノウハウなどを共有できる仕組み作りが必要である。

(2) 事業内容

①県東部地域振興センター管内の支援機関の連絡会議（年3回）

埼玉県の小規模事業者経営基盤強化事業（地域連携型）により埼玉県東部地域振興センター管内の8つの商工会・商工会議所を構成員とする連絡会議に出席し、支援ノウハウや支援の現状について幅広く情報交換を行う。

※東部管内の商工団体8団体

松伏町商工会・三郷市商工会・八潮市商工会・吉川市商工会・庄和商工会・春日部商工会議所・越谷商工会議所・草加商工会議所

②日本政策金融公庫マル経協議会への出席（年2回）

日本政策金融公庫越谷支店主催のマル経協議会へ参加し、金融支援のほか、公庫管内の融資制度の利用状況や各地域の資金需要や地域経済動向について情報交換を行う。また、小規模事業者等からの金融相談を受けた際には、迅速に対応するため、普段から公庫職員との情報交換を行い、支援体制の強化を図る。

③金融機関による情報交換会の開催（年1回）

町内商工業の状況把握や金融支援ほか、創業者情報や経営改善における事例や課題等について町内金融機関（武蔵野銀行、栃木銀行、城北信用金庫）との情報交換会を開催して、今後の支援に対する方向性の共有を図り、協力して個者支援に取り組む。

④情報の共有化

連携機関の会議等から得られた知識や情報、ノウハウについては資料や会議録を共有サーバーに落とし込み各職員がいつでも閲覧できるよう情報共有を図る。

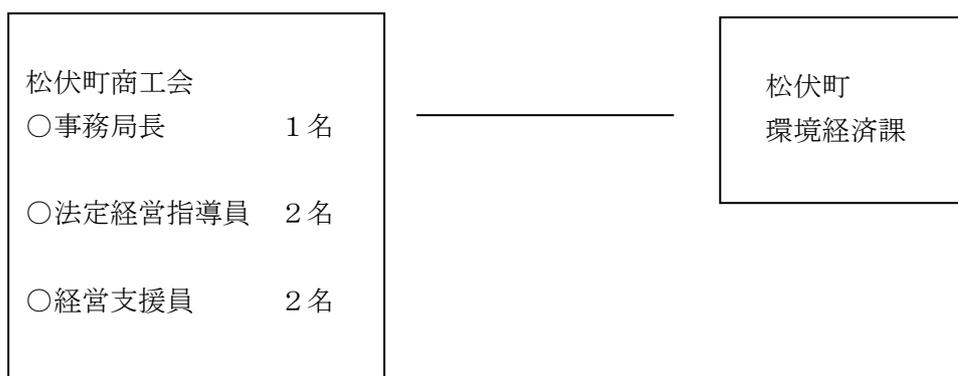
(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(令和4年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制／関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①法定経営指導員の氏名、連絡先

■氏名 神足利春、松下順也

■連絡先 松伏町商工会 TEL 048-992-1771

②法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

経営発達支援事業の実施、実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供を行う。

当計画の法定経営指導員については、松伏町内 833 社の小規模事業者の経営力強化を目指してきめ細かい経営支援に努める為、町内を第1地区 (松伏・田中)、第2地区 (松葉・ゆめみ野・ゆめみ野東・田島・田島東・上赤岩・下赤岩)、第3地区 (築比地・魚沼・金杉・大川戸) の3つのエリアに分け、事業所の多い第1地区に1名、第2第3地区で1名の計2名の指導員を配置し支援を行うこととする。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①松伏町商工会

〒343-0117 埼玉県北葛飾郡松伏町田中 2-4-8

TEL 048-992-1771 FAX 048-992-1772

E-mail : info@ma224.net

②松伏町 環境経済課

〒343-0111 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏 2424

TEL 048-991-2711 FAX 048-991-7681

E-mail : kankyou1060300@town.matsubushi.lg.jp

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
専門家派遣事業	200	200	200	200	200
DX推進事業	200	200	200	200	200
事業計画策定事業	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、県補助金等、町補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等